

# 会 費 規 程

第1条 本規程は、定款第7条の定めるところにより、一般社団法人日本動力協会（以下「本会」という。）の年会費の取り扱いを規定したものである。

第2条 本会の年会費は、法人又は団体会員の年会費とする。

第3条 会員の年会費は、原則として1口 11万円で、2口以上とする。  
2 各会員の個別の年会費は、前項および個別の事情を考慮し、各会員と協議の上決定する。

第4条 会員は、前条で決定された年会費を納入しなければならない。

第5条 年会費は、毎年度開始後遅滞なく発行される請求書により、速やかに納入することとする。

第6条 年会費100万円以上または特別の事由ある場合は、年2回に分割して納入することができる。

第7条 新入会員は入会時に当該年度の年会費を支払わねばならない。

第8条 会員は、退会するときは当該年度の年会費及び、未納年会費のあるときは未納年会費を納入しなければならない。

第9条 本規程の改定は、総会の承認による。

附 則 この規程は、一般社団法人日本動力協会の設立の登記の日から施行する。